

2007年1月25日

**諮問事項第1 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度**

1 意見

賛成である。

2 理由

犯罪被害者等は、事件によって、経済的被害を被ることから、経済的被害回復は、犯罪被害者等の支援の中でも重要なものである。そのため、経済的被害回復の施策は多ければ多いほど良い。本要綱（骨子）案の制度は、簡易な手続によって、迅速に判断が下されるという利点がある。

なお、異議の申し立てがなされると、通常の民事裁判所に移行することから、結局は、犯罪被害者等に資する制度にならないのではないか、という疑問が呈されるむきもあるが、たとえ通常の民事訴訟手続に移行しても、刑事訴訟記録のうちすでに取り調べられた記録が送付されること、当該送付記録についての書証の申し出には特定という方法が認められること、本請求をした時に訴えの提起があったものとする、こと、という大きなメリットがある。

申立書には、余事記載が認められないので、刑事裁判官に予断を与えることはなく、審理が長期化、複雑化するものについては、申立て又は職権によって、通常の民事裁判所に移行されるので、裁判の長期化という事態は考えられず、申立書は被告人にも送達されることから、被告人の防御活動への影響も現状以上のものではない。

仮執行宣言については、本制度の趣旨、その実効性の確保という観点から、付されるべきであり、異議が申し立てられても当然に失効しないという制度設計は望ましい。

3 要望

本制度を利用する場合の費用（印紙代）について、犯罪被害者等が利用しやすいよう、通常の民事訴訟よりも低額とするよう求める。さらに、通常の民事訴訟手続に移行した場合にも、その費用については特則等を検討していただきたい。

また、多くの犯罪被害者等が本制度を利用できるよう、将来的には、対象犯罪を拡大する方向にて見直すよう求める。

なお、申立書には損害の内訳を記載しなければならず、弁護士による支援の必要性が大きい。犯罪被害者等が、本制度を十分に活用するためには、弁

護士へのアクセスが容易であることが望ましく、警察及び検察庁においても、弁護士会の犯罪被害者無料電話相談の紹介等、積極的に勧めるよう配慮を求める。

## 諮問事項第2 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

### 1 意見

賛成である。

### 2 理由

犯罪被害者等は事件の当事者である以上、当該事件について「知りたい」と考えるのは当然であり、正当な要求である。

### 3 要望

現在は、例外的に認められる制度ということから、公判記録の閲覧・謄写の範囲が裁判所毎に大きな差があるという問題がある。

各裁判所が、本制度の趣旨を十分理解し、実際の運用において、その趣旨を反映していただくよう求める。

なお、検察庁には、確定記録の犯罪被害者等への開示に関し、本制度を参考にして、拡大する方向で運用等検討いただきたい。

## 諮問事項第3 犯罪被害者等に関する情報の保護

### 1 意見

賛成である。

### 2 理由

性犯罪は暗数が多いといわれる。事件が発生しても、被害者が、被害が公表されることをおそれて、被害申告をためらうことから、潜在している事件が多いのである。

現在も、運用によって、性犯罪等の被害者名等を公判廷において公表しないことがなされてはいるが、制度がなければ必ずしも配慮してもらえるか明らかでないために、性犯罪等の被害者は不安を感じる。制度があるか否かは、犯罪被害者等の安全及び不安解消にとって、大きな違いである。

このような制度の創設については、特定の犯罪に限定するべきであるという意見もあるが、例えばストーカー事件等の場合等、性犯罪に含まれない事件においても、被害者特定事項の秘匿が求められる事案があることから、その適用には十分な配慮は必要であるものの、本要綱（骨子）案のように、犯罪を特定せず、適用される場合の一定の要件を定めた規定は必要と考える。

## 諮問事項第4 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度

### 1 意見

賛成である。

## 2 理由

基本計画が求めているのは、「…公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行」うことである。

本要綱（骨子）案は、犯罪被害者等に対し、「被害者参加人」という一定の地位を与え、直接関与を認めるものであり、基本計画の述べる「我が国にふさわしい」制度といえる。

犯罪被害者等は、事件の当事者でありながら、意見陳述をする以外は、傍聴席で傍聴することしかできず、刑事訴訟から疎外されているという不満を強く持っている。それは、犯罪被害者等の刑事司法に対する不信感をもたらし、ひいては、一般市民の刑事司法に対する不信感にもつながるものとなっている。これは社会的に重大な問題であり、制度的解決が必須であると考えられる。

犯罪被害者等が刑事訴訟手続に直接関与することに反対する理由として、現行刑事手続の仕組みに整合しないこと、被告人の防御に困難をきたすおそれ、防御すべき対象の拡大、被告人の防御活動が萎縮する可能性、事実認定に与える影響、被害者等が複数の場合の問題などが揚げられる。

しかし、本要綱（骨子）案が示す制度は、現在の刑事司法の枠組みを崩さず、その中において構築可能な制度であること、犯罪被害者等による訴訟行為は、あくまでも補充的なものにすぎず、一定の要件が定められていることから、被告人に防御の困難をもたらすものではないこと、訴因はひとつであることから防御すべき対象は拡大しないこと、弁護人のついている被告人の防御活動が萎縮するとは必ずしも考えられないこと、従前でも傍聴席には犯罪被害者等が傍聴していたのであって、死亡事件では犯罪被害者等は遺影を抱いて座っており、その犯罪被害者等が在廷することによって、事実認定に影響を与えるほどの大きな変化があるとはいえないこと、から、反対論の論拠は必ずしも的を得ていない。

また、本要綱（骨子）案が示す制度は、犯罪被害者等が在廷し、一定の要件の下で被告人質問等の訴訟活動を可能とするものであるが、制度の前提としては、検察官とのさらなる意思疎通を図ることを求めるものであり、この点も評価しうる。

## 3 要望

対象犯罪については、将来、拡大する方向での見直しを求める。

また、被害者参加人が在廷して、一定の訴訟行為を行うためには、事件の内容を十分に知らなければならないことから、検察官から弁護人に対する開示記録を被害者参加人も閲覧等する必要がある。この点については、部会の議論において、刑事訴訟法47条の但し書きを用いて運用において配慮するという言辞を得たが、そのような運用をお願いしたい。

また、被害者参加人による限定的な証人尋問及び被告人質問について、要件が厳しく定められているが、必要以上に問口を狭めぬよう求める。

検察官と犯罪被害者等とが意思疎通を図ることは重要なことであるが、被害者参加人制度の実施にあたり、検察官の負担が加重となることは避けなければならない。また、本要綱（骨子）案に示された制度を、犯罪被害者等が活用し、検察官と意思疎通の上、被害者参加人としての訴訟行為を十分に行うためには、支援弁護士がつくことが望ましい。本要綱（骨子）案で示された制度は弁護士強制制度ではないが、公判中の被害者参加人の代理人弁護士の費用を公費で賄う、基本計画にいう「公的辩护人」制度を、今後、前向きに検討することを強く求める。

従前から行われている支援弁護士活動を想定した公費による弁護士選任制度は、対象となる支援弁護士の活動内容が広く、公費対象とする活動の特定が困難であるという問題が指摘されるが、被害者参加人の代理人活動（公的辩护人制度）は、対象犯罪も限定されており、起訴後結審までの活動に限定されるので、予算立ても容易である。被害者参加人のための公的辩护人が創設されることによって、本要綱（骨子）案に示された被害者参加人制度は、さらに犯罪被害者等のための施策として充実したものとなる。

以 上